

地方拠点強化税制における対象外の地方公共団体

(※自治体の名称は平成25年11月30日現在)

【首都圏】

○移転を促進する地域の地方公共団体（1特別区）

東京都特別区

○全域が対象外となる地域の地方公共団体（102市28町）

東京都 八王子市 立川市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 武蔵野市 町田市
小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大
和市 東久留米市 清瀬市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市
西東京市 瑞穂町 日の出町（26市2町）

埼玉県 さいたま市 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭
山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市
志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市
蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈
町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 川島町 吉見町 鳩山町 宮代
町 杉戸町 松伏町（35市12町）

千葉県 千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 佐倉市 習志野市 柏市 流山市 八
千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 印西市 白井市 富里市 酒々
井町 栄町（17市2町）

神奈川県 横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗
子市 三浦市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市
綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 開成町 愛
川町（18市9町）

茨城県 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 守谷市 坂東市 つくばみらい市 五霞町 境町 利
根町（6市3町）

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（10市）

埼玉県 熊谷市 飯能市（2市）

千葉県 木更津市 成田市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市（6市）

神奈川県 相模原市（1市）

茨城県 常総市（1市）

【近畿圏】

○全域が対象外となる地域の地方公共団体（1市）

大阪府 大阪市

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（8市）

京都府 京都市

大阪府 堺市 守口市 東大阪市

兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市

【中部圏】

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（1市）

愛知県 名古屋市

※なお、平成30年6月1日より、近畿圏及び中部圏の地域は移転型事業の対象地域として指定が可能となった。

<地方活力向上地域・準地方活力向上地域>

- **地方活力向上地域**（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）
- **準地方活力向上地域**（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

集中地域とは、具体的には次に掲げる区域をいいます。

- イ 東京都の特別区の存する区域および武蔵野市の区域ならびに三鷹市、横浜市、川崎市および川口市の区域のうち[首都圏整備法施行令別表](#)に掲げる区域を**除く**区域
- ロ [首都圏整備法第24条第1項](#)の規定により指定された区域
- ハ 大阪市の区域および[近畿圏整備法施行令別表](#)に掲げる区域
- ニ [首都圏、近畿圏および中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表](#)に掲げる区域